

新ストップ！過労死 2020年1月18日発行 全国ニュース 第9号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL: 03-3813-6909 FAX: 03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL: 06-6364-3300 FAX: 06-6364-3366

◆HP: <http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】 一働く者のいのちと健康を大切にする社会に一

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博

昨年、4月に働き方改革関連法が大企業を中心に施行され、また、5月にはパワハラ対策に関する日本初の法律が制定されるなど、職場をめぐる法制度に大きな変化が生まれた年でした。そして、今年4月には、中小企業にも働き方改革関連法が施行され、6月にはパワハラ対策法が施行される予定となっています。

このような情勢の中で、昨年12月7日に過労死弁護団全国連絡会議が中心となって「緊急 パワハラ・過労死110番」全国一斉電話相談が全国17都道府県において実施され、162件の相談が寄せられました。この相談の多くは、ハラスメントに関連する内容でしたが、38件が療養中または死亡の相談で、職場の厳しい実態を改めて痛感しました。

私自身、直接電話相談を受けましたが、いずれの内容も相談者側の訴えが実に真剣で、切実なものであり、東京や大阪の電話については、午後の相談電話が鳴りっぱなしでした。内容としては、特に各企業でのハラスメント対策が極めて不十分な実態であるとの告発が続きました。



- ・職場でパワハラを受け、会社に申請したところパワハラがあったことは認定されたが、被害者である自分の評価が落とされた。ミスをしていないのにミスが多いと言われてたり、仕事内容と評価が一致せず納得できない。
- ・上司から様々な嫌がらせを受けたので、会社のコンプライアンス部に電話したところ、パワハラではないと言われ、納得できない。医師のアドバイスを受け、今、休みをとっている。
- ・上司からのパワハラが原因でうつ状態になり、医師の診断で休業中。会社に申立てたが、調査をしてくれない。退職も考えているが、労災手続も検討する。
- ・人事権や命令権のない同僚から、職務外の仕事をさせられるなどのハラスメントを受けている。このことを上司に

話し、コンプライアンス室に相談すると言ったら、上司から不利益取扱いをされると言われた。

・同僚からの嫌がらせが続くので上司に相談したが取り合ってもらえず、現在、休職中。苦情窓口で調査依頼をしたが、ミスコミュニケーションであると言われた。

新法では、会社内にパワハラ相談窓口を設置することになっていますが、上記のような相談内容から考えてみても、会社側のハラスメントに対する姿勢が改まらない限り、窓口の存在は何らの改善策にはなりません。昨年6月に採択されたILOの暴力・ハラスメント禁止条約を我が国においても批准し、職場における規制を実効性あるものにならなければなりません。

企業の規模を問わず働き方改革関連法が施行される今年は、長時間労働・深夜労働等の過重労働をなくす活動にとって試金石になる1年です。適用猶予となっている建設業・運送業・医師などを含めて、真に労働時間短縮を実現する取り組みを一層進めていきたいと思えます。

また、今年、東京五輪が開催される年でもあります。その準備や大会期間中を通じて熱中症対策、過重労働対策が強く求められており、本来、人間の健康のためのスポーツが、人間の健康を破壊することがないように、適切な監視が求められています。

2020年働く者のいのちと健康を大切にする社会づくりのステップとなるよう、ともにがんばりましょう。

<目次>

- ・ 過労死等防止対策の推進について・・・4
久知良 俊二 厚生労働省労働基準局総務課長
- ・ 2019 遺児交流会 in 東京・・・5
渡辺 しのぶ 遺児交流会世話人
- ・ 全国家族の会の活動状況・・・6
この一年を振り返り、働く現場を変えるために家族の会が果たす役割
寺西 笑子 全国過労死を考える家族の会代表世話人
- ・ 過労死弁護団の2019年活動報告・・・7
玉木 一成 過労死弁護団全国連絡会議事務局長
- ・ 過労死防止学会第6回大会（愛知・中京大学）のご案内・・・9
黒田 兼一 過労死防止学会代表幹事
- ・ 公立（小・中・高）学校教師の「1年単位の変形労働時間制の導入」について・・・10
工藤 祥子 全国過労死を考える家族の会 公務災害担当

◆特集1 2019年度各地の過労死防止啓発シンポジウム

- ・ 【①中央】過労死防止啓発シンポジウム 東京中央会場（11月6日）の報告・・・11
玉木 一成 弁護士（東京）
- ・ 【②岩手】岩手過労死防止シンポジウムの報告・・・12
澤田 新一 働く者の生命・健康を守る会
- ・ 【③富山】過労死等防止対策推進シンポジウム富山会場の報告・・・12
春山 然浩 弁護士（富山）
- ・ 【④奈良】奈良会場の報告・・・13
竹末 和美 奈良県労働組合連合会 事務局長

- 【⑤徳島】徳島のシンポジウムについて・・・14
堀金 博 弁護士(徳島)
- 【⑥福岡】福岡・シンポ報告等・・・15
八木 大和 弁護士(福岡)

◆特集2 2019年度 各地の過労死防止啓発授業

- 【①北海道】初めての啓発授業・・・17
北海道家族の会 会員
- 【②東京】啓発授業の講師を経験して・・・18
平本 紋子 弁護士(東京)
- 【③東京】過労死防止啓発授業に取り組んで・・・18
高橋 幸美 過労死防止等対策推進全国センター 会員
- 【④神奈川】啓発授業感想・・・19
笠置 裕亮 弁護士(神奈川)
- 【⑤福井】ワークルールを学び過労死しないために～過労死防止啓発授業・・・20
海道 宏実 弁護士(福井)
- 【⑥名古屋】過労死防止啓発授業に参加して・・・21
伊佐間 佳子 名古屋過労死を考える家族の会 代表
- 【⑦大阪】啓発授業の講師を経験して・・・21
清水 亮宏 弁護士(大阪)
- 【⑧兵庫】過労死防止啓発授業を通じて感じる危機・・・22
井上 智志 弁護士(兵庫)
- 【⑨兵庫】過労死防止啓発授業の講師を経験して・・・23
兵庫過労死を考える家族の会 会員

過労死等防止対策の

推進について

久知良 俊二

厚生労働省労働基準局総務課長
(過労死等防止対策推進室長)

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、限度を超えて働くことで命が失われたり、心身の健康を損なうこと、御家族が悲痛な思いに暮れたりするような事態を二度と繰り返さないために、過労死された方のご遺族や、ご遺族等を支援する方々の強い思いを受けて制定されました過労死防止対策推進法は、施行から約5年半経過しました。この間、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)に基づき対策を進めてきている中でも、働き過ぎによる過労死等の痛ましい事態が後を絶たない状況にあります。

政府としては、引き続き実効ある対策を推進し、過労死ゼロの実現に向けて取り組むこととしております。

そこで、始めに、国における過労死

等の防止のための主な取組について御紹介いたします。

本年4月から中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます。中小企業においても制度の適正な運用が図られるよう、引き続き全国の労働基準監督署に設置している労働時間相談・支援コーナーや、47都道府県に設置している働き方改革推進支援センターにおいて、改正法令の周知・助言に取り組みでまいります。

併せて、時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場への指導の徹底や、違法な長時間労働や過労死等及び裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する指導及びその企業名の公表を行う取組などを引き続き実施してまいります。

また、昨年成立した改正労働施策総合推進法や改正男女雇用機会均等法では、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設やセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれ、本年6月から施行される予定です。パワーハラスメント防止に関する指針については、昨年12月23日の労働政策審議会の答申を踏まえ、本年1月15日に告示されました。改正法の円滑な施行に向

けて、改正法や指針の内容の周知を図りつつ、引き続き現行法制度の下でもハラスメントは行ってはならないことを啓発するとともに、ハラスメント防止のための相談体制の整備等を図るよう企業に指導するなど、過労死等に結びつきかねない職場におけるハラスメントの防止に取り組みでまいります。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、労働者やその家族からのメンタルヘルス・過重労働による健康障害などに関する相談をメールや電話で受け付けているところですが、昨年はSNSによる相談対応を11月の過労死等防止啓発月間に合わせて試行的に実施し、約600件の相談が寄せられました。来年度はSNSによる相談対応の実施期間を拡大する予定です。

さらに、複数就業者に係る労災保険給付等につきましては、複数就業者が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、一昨年より、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において検討され、昨年12月に報告がとりまとめられ、建議が行われました。本報告では、複数就業者が被災した場合の労災保険給付額やそれぞれの就業先の負荷等について、非災害発生事業場の賃金額も合算した上で労災

保険給付額を決定するほか、業務上の負荷も総合して評価して労災認定を行うことが適当であると結論づけられています。今後、報告を基に法改正をはじめ所要の措置を講じることとしてまいります。

昨年10月には、4回目となる「令和元年版過労死等防止対策白書」が閣議決定、国会報告されました。大綱において過労死等が多く発生している又は長時間労働者が多いとの指摘がある7つの重点業種・職種のうち、建設業及びメディア業界について、労災認定事案の分析や企業・労働者に対するアンケート調査により、過労死等の要因等について分析しており、当該調査研究結果を職場における過労死等防止対策の推進に参考となるよう本白書において報告しています。

また、本白書においては、全国過労死を考える家族の会を始め、企業や民間団体等でのメンタルヘルス対策や勤務間インターバル制度の導入など、過労死等防止のための取組事例をコラムとして多く紹介しています。皆様からコラムをご寄稿いただいたことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

次に、過労死等防止対策推進法に基づき国が取り組む重点対策のうち、民

間団体の活動に対する支援に係る委託事業の取組状況について御紹介いたします。

過労死等防止対策推進全国センターの皆様にも多大な御協力を頂き、11月の過労死等防止啓発月間を中心に、昨年も全ての都道府県、48か所において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催することができましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。引き続き、皆様のご協力をいただきながら、さらに多くの方々に過労死等の防止に関する理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

また、過労死弁護士全国連絡会議や全国過労死を考える家族の会等の皆様に講師としても御協力をいただき実施している「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」につきましては、多くの学校に関心をもっていただいていることから、今年度は規模を拡大して180回の授業を予定していたところ、それを上回る申込をいただいています。また、今年度はご遺族からのメッセージ動画を追加して作成し、ご遺族の講師の都合がどうしても合わない学校に対してもより多くのご遺族からのメッセージをお届けできるようにいたしました。生徒・学生

にとつては、過労死等をはじめとする労働問題や労働条件の改善に対する理解を深めてもらう貴重な機会として、多くの学校関係者から評価を得ていますので、来年度も引き続き、多くの学校に啓発教材として活用いただけるよう取り組んでまいります。

昨年8月18日には、全国過労死を考える家族の会の皆様に御参画、御協力をいただき、厚生労働省の委託事業として4回目となる「過労死遺児交流会」を東京都で開催いたしました。職業体験施設等でのイベント等を通して子供たちの心身のリフレッシュを図るとともに、遺児や保護者を対象とする相談等を行う交流会については継続的な実施に努めてまいります。

これら委託事業につきましては、来年度も実施してまいりますので、より充実した取組となるよう、引き続き皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念申し上げます。今後、皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによつて心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げます。私の挨拶いたします。

2019 遺児交流会

in 東京

渡辺 しのぶ

遺児交流会世話人

今年度の遺児交流会は東京で行われ、参加者は29家族、約80名で過去最多でした。そのうち10家族が初参加でしたが、2歳、3歳といった年齢の子どももあり、「父親が亡くなつてから初めての旅行です、今まで旅行をするような気持にはなれませんでした」とおっしゃったご家族もありました。この年齢で親を失うこと、そしてその後のご家庭の様子、それを考えるだけでも、過労死が家族や子どもたちに与える影響の深刻さがわかります。

小さい頃に親と死別すると、子どもは亡くした親のイメージを持ちにくくなります。子どもが父親、母親の記憶を持たないことや思い出が薄れていくことを、親はとても心配して、子どもの記憶に残るように、様々な努力をしています。仏壇に手を合わせる、お供えをする、何かあったら遺影に報告する、食卓に写真を置く、等々。そして、亡き親の話を子どもに聞かせて、記憶が薄れないようにする、そんな中で子

どもは育ちます。しかし、親の思いや感情をそのまま子どもに伝えようとすると、子どもは成長の過程で自分の中で亡くなった親像を作っていきます。それが歪んだ形になると、仕事に殺された親、とか、仕事のために命を捧げた親というイメージを持つてしまう可能性があります。

親が働き過ぎて亡くなる、ということとは、死別体験を乗り越えなければならぬ辛さに加えて、子供たちが職業に就く年齢になったとき、再び課題となります。働く先に死がある、としたら誰でも将来に対して消極的になりまます。自分の親がそうだったとしたら、より身近に、より深刻にその怖さを感じてしまう、それは過労死遺児が抱える問題の一つです。将来、自分が働くということに希望が持てないどころか、不安、恐怖まで感じてしまう、ご両親が健在な子供にはわからない感覚だと思えます。そして生き辛さを感じるようになる子もおり、不登校や暴力、不適応など問題行動として表れます。

将来働くことに対して抵抗を持ちかねない過労死遺児たちに仕事の魅力を感じてもらおう、それが今回の東京開催でキツザニアを選んだ理由です。ここでは子供が主役でいろいろな職業を体験できます。そして働く報酬がもら

える、それで好きなものを買う、そんな体験ができます。

参加した小学生以下の子どもたちは、希望する職業をいくつか体験し、楽しい思い出となりました。また、年齢が上の子どもたちは東京湾での海釣り、スカイツリーを眺めながらのカヌーなど父親がいないとなかなかできないアウトドア体験や、クラフト、博物館見学など東京ならではのイベントを体験しました。保護者はグループトークによる分かち合いの後、子育てや法律の話を聞いて自分が不安に思っていることや同じ体験者に聞いてみたことなどを話し合いました。参加した親子共々、楽しい、そして有意義な時間となりました。以下は、参加者の感想です。

「初参加でドキドキでしたが、参加してとても良かったです。ありがとうございました。来年を楽しみにしています。」

「自分たちだけでは到底できない楽しい旅になりました。」

「今年も楽しく、心も解放でき、経験をたくさんさせて頂きありがとうございました。初めてのキツザニアは大興奮で『また行ってもいい？』と目を輝かせていました。」

「初参加の昨年は母子ともに緊張していましたが、今年は本当にリラックスした気持ちで参加することができました。仲間がいると実感できることでどれほど安心感を与えてもらったことか」

「カヌーでは一昨年から仲良くなった友達と一緒に乗れて楽しかったです。ガラス工芸体験では暑くて大変だったけど、貴重な体験が出来てよかったです」

「今まで子どもに詳しく話をしておらず、子どもに聞くこともありませんでした。いい機会だと思い、遺児交流会について話をしました。子どもたちはお父さんの話はして欲しくないし、聞いて欲しくもないという感じでしたが、『お父さん死んだの？』と何度も聞いてくる友だちがいて嫌だったけど、この会は仲間だから誰も聞いてこないからよかった！だからまた行く！』と言っています。初めて子どもの気持ちを知ることが出来て、楽しい時間だけでなく、子どもと向き合える時間も頂いて感謝しています。」

全国家族の会の活動

状況

この一年を振り返り、働く現場を変えるために家族の会が果たす役割

寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会代表世話人

1. 昨年1月、毎月勤労統計の不適切調査問題について厚生労働省は全数調査するところを一部抽出調査でおこなっていたことで、労災保険給付額に影響が生じており、当方へメディア報道取材が集中しました。毎月勤労統計調査の結果は、景気判断や都道府県の各種政策決定の指針とされるほか、民間企業の給与改正や人件費の算定、雇用保険や労災保険の給付額の改定資料などになるため、働けなくなった国民生活の命綱になっているものです。重要調査は適正でなければならぬことを指摘しました。

2. また、働き方改革一括法により36協定の上限規制が労働基準法に定められ、厚生労働省のホームページに36協定の記載例がアップされましたが、事業所向けのひな形は1カ月に延長で

きる法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数として90時間〜80時間、年6回としていたため、過労死を防止するどころか過労死ラインを容認するものであり、各事業場で取り組んでいる過労死ライン以下の36協定は正の努力に反するものとして、記載例の修正を求めました。1カ月後、厚生労働省から回答があり、1年の時間外労働時間数の上限720時間を1カ月に按分した60時間/月を目安とした時間数に修正し、厚生労働省ホームページ等で差し替えられ、パンフレットなど他の媒体にも増刷分から順次修正版に統一することになりました。今後は、長時間残業の是正指導を強化していただくよう要望しました。

3. 10月、臨時国会の（衆）文部科学委員会において、教員の働き方改革の一環で、公立小中高校などの教職員の勤務時間を「一年単位の変形労働時間制」導入が審議され、工藤祥子さん（全国家族の会公務災害担当）が文部科学省の委員会から招聘され意見陳述しました。

工藤さんのご主人は、中学の教諭で2007年6月修学旅行の引率を終えた帰宅後に斃られ帰らぬ人になりました。その経験から、一年単位の変



意見陳述する工藤さん

形労働制が導入されると恒常的な長時間労働になり過労死が懸念されるため撤回を求めるとの意見陳述をされました。

工藤さんは2017年に神奈川家族の会を立ち上げられ、翌年、過労死等防止対策推進協議会の委員に就任されました。また、「給特法のこれからを考える有志の会」共同代表として院内集会やインターネット署名活動に取り組まれています。

4. 工藤さんを取材した全国紙の掲載記事を読まれた福岡県の教師のご遺族・安徳さんは、工藤さんと交流され、一昨年の中央シンポジウムにて匿名で遺族の体験談を語られました。また、昨年11月には名前を公表して大阪シン

ポジウムで体験談を話され、12月には福岡家族の会総会に参加され、代表に就任したとの報告をいただきました。

新聞の掲載記事がきっかけで遺族同士が交流し、家族の会の活動に関心をもち、同会へ初参加されたご遺族から信頼の言葉に背中を押され、励まし合って支え合う連帯の輪を広げていくことを決意され、福岡家族の会の代表就任へ。素晴らしい絆が生まれた感動をいただきました。

以下に安徳さんのあいさつ文をご紹介します。

「皆さまにご報告申し上げます。12月7日、福岡過労死を考える家族の会の総会にてご承認いただき福岡の代表をさせていただくこととなりました、安徳晴美です。当日ご遺族3名が来られました。この会と繋がりをもちたいと期待をこめて総会へ足を運ばれたそんな方々のお気持ちに背中を押されました。自分が代表となり、過労で倒れた被災本人とご遺族が孤立しないように寄り添い共に支え合い、励まし合って連帯の輪を広げていくことをしたい。ご遺族の方々はその思いを確かなものにさせていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。」

5. 本年4月から働き方改革法が中小企業にも適用されます。時間外労働の



発言する安徳さん

上限規制に違反すると6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金となり、企業名が公表されることもあります。しかし残念なことは、大企業に適用されても過労死が繰り返され、違法労働では正働告を繰り返し受ける企業があることです。企業のトップと労働現場のコンプライアンスをどう変えていくか、命の大切さを伝える家族の会が果たす役割はまだまだ続きます。

過労死弁護団の 2019年活動報告

玉木 一成

過労死弁護団全国連絡会議事務局長

1 過労死弁護団の規約改定

過労死弁護団全国連絡会議（略称「過労死弁護団」）は、過労死110番全国一斉電話相談が開始された1988年10月、過労死被害の救済と根絶に取り組む全国の弁護士が結成してから、昨年9月27・28日に栃木県那須で行われた総会まで、満31年の間、活動を継続してきました。

そして、過労死弁護団は、昨年の総会で約2年間にわたる討議を経て、弁護団規約の改定を行い、弁護士各自が直接構成員となる会員制に移行するなどの組織変更を行いました。過労死弁護団は、「連絡会議」の名が体を表すように、全国各地の過労死問題に取り組む弁護士や弁護士が主要な構成員である団体がゆるやかに結集し、過労死被害の救済と根絶の活動のための情報を共有し、厚生労働省などの行政機関や経営者団体などに意見を表明していくことを目標として活動してきました。そのため、過労死弁護団は、各地

の実情を尊重し、各地の弁護士や団体を構成員と特定しないで、情報共有等を最優先で組織運営をしてきました。

しかし、過労死等防止法が成立し、過労死被害の救済と根絶のために、主要な民間団体として一層の活動や社会的な貢献をしていくためには、組織の構成員を確定し、その拡大と充実を図っていくことが必要であるとの認識で一致して、弁護士会員制に移行したものです。但し、これまで緩やかに協同してきた各地の弁護士や諸団体は、過労死弁護団の構成員ではないが、提携団体として協力、提携して活動していくので、各地の弁護士等との関係はこれまでと変わりありません。

2019年9月総会での規約改定の決議日から、弁護団の会員を登録し始め、現在まで32都道府県189名が会員となっています。

過労死弁護団は会員制の導入とともに、運営組織として、総会、幹事会、事務局会議などを整備して、各年度の総会、幹事会などの活動の充実を図ることにしました。

また、後述する過労死(脳・心臓疾患)と精神疾患の労災認定基準の改定を實現する活動の一層の充実とともに、現在では、厚生労働省や地方公務員災害補償基金に対する改善要請や、各地の

弁護団員の弁護活動の技量の充実を図るための研修会への講師派遣、ヨーロッパ等へのハラスメント防止法制の調査団派遣などが企画されています。

2 労災認定基準改定に関する活動

過労死弁護団は、2018年5月23日、厚生労働大臣あてに、脳・心臓疾患の労災認定基準の改定意見書、心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改定を求める意見書を提出し、両労災認定基準の改定を申し入れました。この改定意見書は、過労死弁護団内に、脳・心臓疾患、精神疾患の2つの労災認定基準検討プロジェクトチームを組織し、約10か月の検討を経て作成したものです(過労死110番ネットワークのホームページの「弁護団の提言」欄に全文があり、保存・印刷等を行うことができます)。

過労死弁護団は、労災認定基準の改定について、まず、協力団体である全国過労死を考える家族の会に協力を求め、協働していくことを確認しました。そして、過労死弁護団と家族の会で、超党派の過労死等防止を考える議員連盟に要望し、弁護団の意見書の内容について説明会を行い、理解を得るようにしました。また、過労死等防止対策推進協議会にも、労災認定基準の改定を求めて、弁護団意見書を提出しまし

た。

議員連盟での説明会以後、議員連盟に所属する衆議院議員、参議院議員に、労働時間の認定方法、脳・心臓疾患の付加的要素の考慮方法、精神障害の発症後の出来事の評価などについて、国会での質疑、応答を繰り返し行ってもらいました。

意見書提出から1年間が経過した2019年5月に弁護団が厚生労働省に意見書の検討結果を確認したところ、現在、医学的知見(文献)の収集をしており、2018年度は脳・心臓疾患の付加的要素について、2019年度は被災労働者の属性の影響について、医学的知見の収集をしていることが判明した。

その後、議員連盟総会において、厚生労働省から、専門検討会を設置して、労災認定基準改定の検討を行うことが表明され、次いで、厚生労働大臣から、これまでの知見を収集して有識者の(専門)検討会を設置するとの答弁がありました。

そして、2019年12月16日、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」第1回が開催され、指針が定められたハラスメントについて労災認定基準への反映が議論されました。2020年度には脳・心臓疾患の労

災認定基準について専門検討会が設置されるとともに、心理的負荷のライフイベントに関する医学的知見の収集がされる予定ということですが。

労災認定基準は、厚生労働省内の行政通達ではありますが、被災労働者に対する労災認定という救済に関して重大な影響を及ぼすものであるとともに、過労死予防の指針になるものとして極めて重要です。

脳・心臓疾患はすでに19年間改定されていらないのですから、今回のような改定を實現するから極めて重要です。

過労死弁護団は、家族の会、過労死防止センターと一層の協力をして、過労死被害の救済の抜本的な拡大・充実を図るため、全力の活動をする予定です。

過労死防止学会第6

回大会（愛知・中京

大学）の「案内

黒田 兼一

過労死防止学会代表幹事

1 過労死防止学会は、2015年5月に明治大学で設立大会をおこなって以来、毎年初夏に、大学のキャンパスを会場にして全国大会を重ねてきました。

2015年の設立大会のメインテーマは「急がれる過労死の調査研究と防止対策——いま何が問われているのか——」でした。翌2016年5月に関西大学で開催された第2回大会は国際シンポジウム「過重労働による健康障害と労働時間規制」のテーマでフランスと韓国の現状が報告されました。以下、メインテーマだけを記すと、2017年5月の第3回（専修大学）大会は「若者に広がる過労自殺の要因と対策」、2018年6月の第4回（北海道学園大学）大会は日中韓の国際シンポジウム「過労死問題からみた「働き方改革」の諸問題」、昨2019年5月の第5回（龍谷大学）大会では、「働き

方改革」関連法制定1年、いま再び長時間労働を問う」でした。

2 過労死等防止対策推進法は2014年6月に公布され、同年11月1日に施行されました。制定・施行されてから5年を過ぎたことになりました。上記のように、この5年間の大会のテーマも過労死ゼロに向けて様々な側面から議論してきたことがわかります。

この5年間、過労死防止の関係者団体によって多様な取り組みがなされ、それらの甲斐があつてか、この高度に発達したこの日本において働き過ぎで命を落とす事実があることを多くの国民が知ることになりました。毎年公表される『過労死等防止対策白書』（厚生労働省）でも、労働時間と過労死等の現状やそれをめぐる調査と分析結果、そして防止のための対策や取組状況などが広く国民に向けて情報発信されています。

3 しかし、それにもかかわらず、決して許すことができないこの不幸な出来事が果たして減少しているといえるでしょうか？ 現時点で日本全体を見渡してみても、過労死・過労自殺は減少しているといえるのでしょうか？ またこの5年間、過労死をめぐる特徴はどのように変わってきたのでしょうか？ 2020年の過労死防止学会

第6回大会では、多様な観点から、これを問います。

4 本年5月末に開催予定の第6回大会は名古屋市にある中京大学で開催します。その具体的な開催日程等は以下のとおりです。

①場所…中京大学名古屋キャンパス
②日程…2020年5月30日（土）、31日（日） ※予備日として6月6日（土）、7日（日）

③大会テーマ…過労死等防止法制定から5年——果たして過労死・過労自殺は減少したのか

大会テーマは、上記のように、過労死等防止対策推進法施行後5年間の節目の年にあたり、私たちの学会と、行政、過労死等防止対策推進全国センター、過労死弁護団、遺族の会等の活動が実を結んだのか、望まれるものは何かを検討します。特に、近年の増加傾向にある若年者の過労自殺、不十分なハラスメント防止法の問題点に焦点を絞って検討しようと考えています。

また、これまでの経験から、過重労働や過労問題が多方面で多様な形で問題となっていることを重視し、十分な議論を保障するため、今大会では分科会を二日間に分けて設定します。

5 現在まで予定されているプログラムは以下の通りです。

5月30日（土）午前中（10:00～12:30）は、3つほどの分科会（自由論題）と特別分科会として「人を大切にする企業経営——労働CSRの視点から」をもちます。

午後（13:30～16:30）は、特別シンポジウムとして「過労死等防止法制定から丸5年、果たして過労死・過労自殺は減少したのか」をテーマとして、佐々木昭三氏（いのちと健康全国センター、社会医学研究センター）が「国際労働基準からみた日本の過労死・過労自殺（自死）の問題点と課題」、川人 博氏（過労死弁護団）が「電通事件とその後」、粥川裕平氏（かゆかわクリニック院長）が「若者たちの自殺予防について」を報告予定です（報告タイトルはいずれも仮題です）。

2日目の5月31日（日）の午前中（9:30～12:00）は4つほどのテーマ別分科会を予定しています。午後（13:00～16:00）は、共通論題「過労死等防止法制定から丸5年、ハラスメント自殺事例とその対策」というテーマで、水野幹男氏（水野幹男法律事務所）が「ハラスメントによる自殺事例の裁判闘争」、影山任佐氏（精神科医）が「ハラスメント——精神科医の立場から」、伊佐間佳子氏（過労死遺族の会）が「ハラスメント

で愛する人を失った遺族の思い」、そして内藤 忍氏（労働政策研究・研修機構）が「ハラスメント防止法成立の経緯と今後の課題」で報告予定です（いずれも報告タイトルは仮題です）。

なお、自由論題とテーマ別の分科会につきましては、近日中に報告者の一般募集をします。会員の皆さまの積極的な報告を期待しているところです。

6 今回の中京大学名古屋キャンパスでの第6回大会、中部地区での大会は初めてです。地下鉄名城線八事駅（名古屋駅から25分）下車0分と交通の便も良いところです。多くの方々に参加をお待ちしております。

公立（小・中・高）

学校教師の「1年単位の变形労働時間制の導入」について

工藤 祥子

全国過労死を考える家族の会公務災害担当
神奈川過労死を考える家族の会代表

昨年9月、臨時国会において教師の働き方について「1年単位の变形労働時間制の導入」が急浮上し、現職教師の齋藤ひでみさんと反対の活動に取り組みました。

10月8日、緊急院内集会を開催し、内田良准教授、広田照幸教授、寺西代表に登壇いただき、国会議員16名、報道関係者10名以上、80名の会場が満席の盛会でした。

10月15日、寺西代表と共に野党合同会派のヒアリングに参加し、チェンジオルグというネット署名を9月16日から開始をして半月で30000筆と600通の現場の声を頂きました。10月28日には関係者と共に文部科学大臣、衆参両議院議長宛に署名を手渡し、記者会見を開き、野党合同会派ヒアリ

ングに参加しました。11月12日には衆議院文部科学委員会にて参考人意見陳述し、教師に閑散期がないことや、繁忙期と言われる期間に過労死が集中しているため「1年単位の变形労働時間制」の導入は過労死を助長する危険性があることなどを訴えました。

また、署名活動について、チェンジオルグで2019年度ユーザーが選ぶ「声を挙げれば社会が変わる」と、最も励まされた署名として「チェンジオルグアワード」を受賞いたしました。現在も50000筆以上の書名が集まっており、皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

結果的には1年単位の变形労働時間制は臨時国会にてほとんど審議されないうまま法案通過しました。再来年度から各自治体の運用となりますので、地域ごとの判断に委ねられる事になり、今後は各地域で反対を続ける事が求められます。8つの付帯決議がつきまされたので、それらを活かす働きかけも必要となります。

また3年後を目処に給特法の改正があり、教師の働き方については引き続き皆様のご支援をいただきたく宜しくお願い致します。



署名を手渡す工藤さん（中央）、齋藤さん（左）

◆特集1 2019年度各地の過労死防止啓発シンポジウム

2017年度・2018年度に引き続いて、2019年度も全国48会場でシンポジウムが行なわれました。2019年度の参加者総数は5753人で、前年度より107人の増となりました。

本号では、①中央会場、②岩手会場、③富山会場、④奈良会場、⑤徳島会場、⑥福岡会場のご報告を掲載します。また、全国の最終結果を16ページに掲載します。

【①中央】過労死防止啓発シンポジウム 東京中央会場（11月6日）の報告

玉木 一成
弁護士（東京）

東京では、中央会場と立川会場の2箇所で開催されました。昨年までは三多摩地区の会場は町田でしたが、今年の会場は立川に戻りました。

シンポジウムは、例年どおりイノホールで14時から開会し、最初に過労死防止を考える議員連盟代表の馳浩衆議院議員からの挨拶根があり、出席した議員連盟の国会議員の紹介がありました。

次に、厚生労働省労働基準局総務課長から、平成31年版「過労死等防止対策白書」の内容を紹介があり、過労死等防止対策の現状について報告がありました。

引き続き、過労死等防止推進全

国センター代表幹事の川人博弁護士から次のような具体的事例の報告があり、その教訓を踏まえて、過労死防止対策の強化が訴えられました。①国家公務員の過労死、②「働き方改革法」の適用除外（猶予）の業界の過労死事例として建設業、運送業、医師の過労死事例、③教育界、④深夜交替制勤務、⑤警備・高齢労働者、の各過労死事例、⑦海外出張・海外赴任に伴う過労死事例、⑧長時間労働による免疫力低下の過労死事例が報告され、勤務間インターバル規制の導入の促進、東京五輪に向けての過重労働防止・熱中症対策、採用活動時や内定後のハラスメント防止が重要であることを訴えられました。

次いで、加藤勝信厚生労働大臣から過労死防止について挨拶があり、退席しないで過労死遺族の体験談の訴えを受けられました。

過労死遺族の体験談は、これまでシンポジウムの最後でしたが、今年度の中央会場では講演を2つのテーマで会場を分けて行うことになったことや、体験談を早く聞きたいという要望もあり、シンポジウムの中盤で行いました。

教諭の妻を亡くされた夫は持ち帰りの自宅残業が毎日による必要で、学校以外でも長時間労働を行わなければ

ならなかったことを報告されました。息子を亡くされた父親は、酷いハラスメントにより100時間を超えるサービス残業を指示され、うつ病になり過労自死亡で命を奪われたことを訴えられました。娘を亡くされた母親は、娘が上司の嫌がらせと暴言を受けて自死したが、その上司は嫌がらせや暴言を「指導」だったと抗弁したと報告しました。息子を亡くされた母親は、職場でメンテナンスができるのは息子だけで、長時間労働や罵声を浴びせられるパワハラなどで過労自死をし、職場の改善を訴えられました。

その後休憩となり、今年度は講演が異なるテーマでA会場、B会場で行うことになり、B会場の参加者は移動しました。各講演の時間を確保し、参加した方からの質疑時間を設けるなど充実を図ることを目標としました。

A会場は、滋賀大学名誉教授大和田敢太先生が「職場から過労死もハラスメントもなくするために一諸外国の教訓を踏まえて」とのテーマで講演をされました。過労死防止対策のなかにハラスメント規制の政策が定められたことに焦点をあて、種々のハラスメントの態様や具体例を話されました。そして、ハラスメント発生の構造的要因と組織の課題について、EUの実態調

査の内容を引いて講演されました。参加者は約240名であった

B会場は、労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター長である高橋正也先生が「ぐっすり眠って、しっかりと働く」とのテーマで講演されました。「働く」と「睡眠」との間には大きな相関があり、日本では労働時間が長く、深夜に働く人も増加しており、睡眠時間が世界一短いということ、脳・心臓疾患や精神障害などに陥る人も増えているということでした。健康で安全に働くためには睡眠時間の確保が欠かせず、勤務間インターバルが確保されると、睡眠の質が良くなるなどの報告がありました。参加者は約80名でした。

最後に、A会場では、過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏が、一層の過労死防止対策が必要であると訴え、閉会の挨拶をして、シンポジウムは17時に終了しました。この日の参加者の総数は約340名でした。

参考・全国過労死を考える家族の会
ニュース第79号

【②岩手】岩手過労

死防止シンポジウム

の報告

澤田 新一

働く者の生命・健康を守る会

2019年11月15日、岩手県教育館（盛岡市）を会場に岩手県では4回目のシンポジウムが開催されました。初回からの協力団体に、岩手県医師会、岩手県看護協会、岩手県予防医学協会、岩手県産業保健総合支援センター等の団体が加わったこともあって、医療関係者や民間職場からの参加者が増えて、参加者は110人を超えました。岩手労働局からの開会挨拶の後、1983年1月に「学校の仕事にいささか疲れた」と遺書を残して亡くなった菊池明徳さん（小学校教諭・当時29歳）の公務災害認定を求めて最高裁まで闘った菊池有美子さんより遺族の訴えがありました。

「自殺は個人の問題」との常識の中で孤立しながらも闘いを起こし、盛岡地裁で公務上判決（2001年2月23日）を勝ち取るも、控訴審では敗訴、上告も棄却された。自分たちの裁判は

終わったが、二度と同じような出来事を起こしたくない、そのためには訴え続けることが大切と考えた。しかし現在も過労死・過労自死は絶えない。過労死・過労自死のない社会と職場をめざして取り組みを続けていきたいとの決意が語られました。

基調講演では、岩手県立大学名誉教授の青木慎一郎氏から『「労災認定基準」を過労死防止に活用しよう』と題して、精神障害の労災認定基準をもとに、この基準は労災予防のマニユアルになる。基準を活用して、過労死をゼロに、健康で働き続けることのできる社会を作ろうとの提起がなされました。

その後のパネルディスカッションでは、「〓会社は何をすべきか〓脳・心臓疾患による休業や死亡を予防するため、また発生時や復職に向けて会社は何をすればいいのか」と題して、医師・経営者・カウンセラー等の立場から各々の実践をもとに討論が行われました。

12月8日の岩手日報には、「時間外労働県内違法事業所55カ所 岩手労働局18年度指導 月百時間31カ所」との記事が掲載されました。その一部を紹介し報告を終わります。

岩手労働局は、長時間労働が疑

われる県内120事業所に対する2018年度の監督指導結果をまとめ、違法な時間外労働が55カ所（45・8%）で確認された。このうち「過労死ライン」とされる百時間を超えたのは31カ所だった。企業の人手不足が一因とみられる。対象となったのは、時間外労働が月80時間を超えていると情報があったり、過重労働による過労死などの労災請求があった企業。川上明監督課長は「長時間労働が依然多く、健康管理の措置が十分でない。関係法令や働き方改革の先進事例の周知啓発を続けたい」としている。

【③富山】過労死等

防止対策推進シンポ

ジウム富山会場の報

告

春山 然浩

弁護士（富山）

2019年11月28日に、ボルファートとやまにおいて、過労死等防止対策推進シンポジウム富山会場が開催されました。約90名が参加しました。

主催者として富山労働局の佐藤局長から挨拶がされたあと、まず、慶応義塾大学商学部教授の山本勲先生より、「メンタルヘルスと働き方改革―法改正とエビデンスを踏まえた働き方の探求」と題する講演がされました。講演では、第一に、働き方改革の概要説明のあと、今後の課題として、長時間労働時の休息確保のため休日だけでなく勤務期間中の休息も必要であること（EUでは11時間のインターバルが必要とされているとのこと）、働き方改革においては残業代削減でなく生産性向上が目的とされるべきであり、また、長時間労働の是正のみを指せば労働強度の上昇に向かってしまっただけで健康悪化を招き、長期的には生産性が下がってしまうことが述べられました。第二に、山本先生の研究成果が述べられ、具体的には、雇用者全体の労働時間は減っているといってもその原因にはパートタイム雇用者増加があること、労働時間増加は労働者全体についてメンタルヘルス（MH）を悪化させるが、特に女性と若年者では手当があっても残業によってMH悪化が認められること、仕事に裁量があればMHは改善し、周囲が残っていること、職場でMHが悪化した従業員

が多くなると本人のMHも悪化する傾向があることが示されました。そして、MH施策自体でなくWLB施策がMH改善に寄与することが述べられました。第三に、MHと企業経営の関係に関して、労働市場が非流動的な日本においては企業が健康経営に意を払う必要があること、MH休職者が増えると2年程度のラグを伴って利益率が悪化することがデータで示された上で、日本企業においては従業員のMHが業績の重要な要素であり企業が健康経営に取り組むべきとの結論が述べられました。

次に、地元企業2社からの取り組みの報告があり、時間単位有休導入、時間外労働管理強化などが紹介されました。

最後に、東京家族の会の方のお話がありました。ご自身の経験として、亡くなられたご主人は当地富山で登山をするほど健康だったのに、毎月120時間の残業及び海外出張を長期間続けて、ある日脳出血で突然亡くなってしまうこと、会社に労災申請を求めた際に上司から、好きで働いていたのだしみな同じように働いているから会社に責任はないと言われてしまったこと、過労死だけでも辛いのに残された家族が心を壊したりもしたこ

と、また、支援する側の経験として、若い方は心が優しいためハラスメントを受けて自分を責めてしまい精神疾患になってしまふことが語られました。

富山会場では企業関係の参加者が比較的多いように思います。富山のような地方ではまさに労働市場が非流動的で、長時間労働やハラスメント防止には企業の役割が大きくその意識向上が

不可欠と思われませんが、参加者の方々は、MHの向上が業績に関連するという経営的視点及び過労死の経験を強いられたご家族の生のお話という両側面から、長時間労働の是正及びMHの向上をしなければならぬとの意識を新たにしたいと思われ、大変有意義なシンポジウムでした。

【④奈良】奈良会場の報告

竹末 和美

奈良県労働組合連合会 事務局長

2019年の奈良県での過労死防止シンポジウムは、11月26日に奈良商工会議所大ホールで開催され、約70人が参加した。

奈良労働局の青木利彦労働基準部長が主催あいさつし、まーくんの書いた詩をたびたび読み返し、労働者が健康で充実して働き続けることのできる社会をめざしていこうと述べた。

施策面では、労働基準部監督課喜瀬真太郎課長が、「働き方改革関連法」のポイント、労働時間管理のあり方、過労死労災認定の分析、過重労働に関する注目すべき判例などを紹介した。

基調講演は、過労死弁護団全国連絡



講演する松丸弁護士

会議代表幹事の松丸正弁護士が、「過労死問題の現状と今後の課題」と題して行なった。松丸弁護士は、1988年に全国ではじめて「過労死110



奈良会場の様子

番」に取り組み、最初にかかってきた電話が大手ベアリングメーカー班長（平岡さん）の件で、当時は「過労死」という言葉も定着していない時代のことであった。会社に証拠保全に赴くと「36協定はあります」と言われたが、大企業の多くは過労死ラインの月80時間を超える36協定を結んでおり、青天井状態となっていた。平岡さんの息子さんは、「労働組合が死んでいた」と言っていたという。

松丸弁護士は、過労死はなぜ生じるのかと考えたとき、労働基準法を重要視しない会社の常識、過労死ラインを超える36協定の締結、労働時間の適正な把握がサボタージュされていることに起因していると述べた。

さらに「過労死遺族を中心とした道のりは厳しいが、歩けば道ができる」と

いうように、行動に移すこと。認定に取り組み決意から始まった」ことを強調し、過労死認定に加え、企業責任を問うという点でも、家族の気持ちに寄り添って切り開かれる面があるとし、「労働者が職場の中から声を上げる」と、人たるに値する働き方を論議することが過労死をなくす道のりである」と締めくくった。

過労死家族からの報告では、平岡チエ子さんが登壇し、当時「過労死110番」に娘ときっかり10時になったらかけようと緊張しながら電話をしたことを話した。過労死が認定されても、企業にその責任を認識してほしいと裁判に取り組み、新聞や雑誌、劇にも取り上げられた。結果、全面勝利を勝ち取った。参加者に「ひとりで悩まないで下さい。過労死しない、させない生き方を追及しましょう。生きていく人たちの相談会もあります。」「このシンポジウムで何かをつかんで帰して下さい」と訴えた。

次に「仕事におけるメンタルヘルス」というテーマで、社会医療法人平和会吉田病院の中谷琢医師が講演した。「心の不調に早く気づき、治療すれば軽く済む」「職場の管理者がメンタルヘルス対策を宣言し、心の健康づくり計画を策定するなどの防止対策を講じるこ

と」などを医学的観点からくわしく解説した。

最後に奈良県実行委員会を代表して井ノ尾寛利奈労連副議長があいさつし閉会した。

なお、質問は多数寄せられ、松丸弁護士が時間の許す限り回答を行なった。主な項目は、兼業による時間管理、教員の時間外労働、個人業主の労働者性、IDカードと時間管理など。

【⑤徳島】徳島のシンポジウムについて

堀金 博

弁護士（徳島）

2019年度の過労死等防止対策推進シンポジウム（徳島会場）は、11月23日午後1時30分から、徳島文理大学23号館23303教室で開催されました。来場者は約120名でした。

冒頭、徳島労働局から開会挨拶及び約15分間の報告がありました。報告では、「過労死等」の定義に関する説明や労災補償状況の説明、過労死等の防止対策についての説明がありました。が、いずれも地元徳島に関する説明はなかったため、もっと徳島の状況に

ついて具体的な説明が聞きたいと思いをしました。

引き続き、岩城稔弁護士（過労死防止センター事務局長）から「いきいきと働き続けるために過労死のしくみと現状を学ぼう」と題する講演が約45分間ありました。この講演では、過労死の原因や過労死に至る経緯、過労死による様々な影響、過労死の現状・傾向、過労死の労災認定・損害賠償責任等について具体的な事例を交えた詳しい説明があり、最後に過労死を防止するための様々な知識や考え方、心構え等についても語られました。

休憩後、寺西笑子氏（全国過労死を考える家族の会代表）から「命より大切な仕事はありません」と題する講演が約45分間ありました。この講演では、夫を過労自死で亡くされた寺西氏自身の経験を踏まえ、労災認定や会社に対する損害賠償請求（高裁で会社が謝罪）に至る寺西氏自身の厳しいたたかひの内容、遺族の心情等が語られました。更に、「全国過労死を考える家族の会」の活動内容、過労死等防止対策推進法（2014年6月成立・11月施行）の成立経過や意義・内容、その後の状況働き方改革関連法の問題点、今後の課題、過労死等にならないための対策・心構え等についても語られました。

その後、長時間の質疑応答が行われ、講師を務められた岩城弁護士や寺西氏に多くの質問が寄せられました。特に印象的だったのは、自分の夫や子どもが直面している厳しい労働環境を心配し、効果的なアドバイスをもらおうとする参加者が複数名おられたことです。過労死を巡る問題は、ここ徳島でも喫緊の課題なのだということを改めて認識させられました。

閉会挨拶は当職が行い、過労死等を根絶するために今後も様々な取り組みを進める決意を述べると共に、参加者各自に対し、今回のシンポジウムを通じて得たことを周りの人たちにも広めて頂くよう、強くお願いしました。

今回のシンポジウムの大きな特徴は、徳島文理大学の齋藤敦教授の全面的な協力を得て、大学構内で開催できたということ。齋藤教授の献身的な協力もあり、来場者のうち約75名が大学生でした。これから社会に羽ばたこうとする多くの大学生に参加してもらえたことは大変喜ばしく、意義深いことでした。現在、来年度のシンポジウムに向けた準備が既に始まっており、次回も徳島県内の大学で開催できるように調整しているところです。今回以上の注目と多数の参加者を得て開催できるように関係団体と協議を積み

重ね、引き続き、連携を深めて参りたいと考えております。

【⑥福岡】福岡・シンポ報告等

八木 大和

弁護士（福岡）

去る2019年11月22日、福岡市JR博多シティ会議室において、今年のシンポジウムが行われ、約90名の参加がありました。

基調講演は津野香奈美さん（神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーションシヨン研究科講師）から『パワーハラ関連法案と今後のパワーハラ防止対策』というテーマでお話いただきました。津野さんは職場でのパワーハラが企業に及ぼす影響について、年間1兆8562億円程度の経済的損失をもたらすというイギリスの統計・試算を交え、いかにパワーハラが人を傷つけるだけでなく、社会全体にとって損失となるかを説明いただきました（単純な比較はできませんが、2016年の労働力人口はイギリスが約3327万人、日本が6673万人ですから、日本での損

失額は3兆7230億円になります。）。また、津野さんは、国が示す『パワーハラ』の定義、裁判所で認定される『パワーハラ』がパワーハラの中でも一部の酷いパワーハラに偏っていることやねちねちと嫌味を言い続けるようなパワーハラは裁判では『パワーハラ』と認定されない現実があるとの指摘に対し、「国の定義に当てはまらないパワーハラもある。大切なのは職場で人を傷つける行為を無くすこと」と述べられました。この言葉は非常に共感しましたし、この考え方ももっともと広めなければと思いました。

家族の体験発表では、民間企業・労働災害について息子さんを長時間労働とパワーハラによって亡くされたお母様からの訴えと工藤祥子さん（神奈川県から教師の働き方の問題について

お話していただきました。参加者はご家族の話に真摯に耳を傾けていました。毎年感じるのですが、ご家族のお話には参加者の皆がこの問題にきちんと向き合わなければならないと思われられる説得力があると感じます。

今年の福岡会場のシンポジウム内容は以上のおりです。とても内容も濃く、意義深いシンポジウムになったと思います。



講演する津野さん

2019年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果（2020・1・15現在）

都道府県	2019年度 参加人数	2018年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	170	157	13	11月18日（月）	13：30～16：00	ホテルポールスター札幌
青森	112	115	-3	11月27日（水）	18：00～20：00	ハートピアローフク
岩手	110	73	37	11月15日（金）	13：30～16：00	岩手教育会館
宮城	122	120	2	11月14日（木）	18：00～20：00	せんだいメディアテーク
秋田	84	61	23	11月11日（月）	13：30～16：00	にぎわい交流館AU（あう）
山形	82	77	5	11月25日（月）	13：30～15：30	大手門パルズ
福島	44	91	-47	11月5日（火）	14：00～16：00	郡山商工会議所
茨城	38	53	-15	11月7日（木）	13：30～15：30	水戸プラザホテル
栃木	143	96	47	11月20日（水）	14：45～17：00	白鷗大学
群馬	87	57	30	11月29日（金）	13：30～15：30	昌賢学園まえばしホール
埼玉	128	206	-78	11月27日（水）	14：00～17：00	浦和コルソ
千葉	102	144	-42	11月12日（火）	14：00～17：00	千葉市生涯学習センター
東京中央	340	352	-12	11月6日（水）	14：00～17：00	イイノホール
東京立川	95	88	7	11月7日（木）	17：30～19：45	立川グランドホテル
神奈川	213	218	-5	10月31日（木）	13：30～16：30	はまぎんホール ヴィアマーレ
新潟	79	56	23	11月13日（水）	14：00～16：30	コープシティ花園
富山	96	110	-14	11月28日（木）	14：00～16：30	ボルファートとやま
石川	67	102	-35	11月20日（水）	14：00～16：30	石川県地場産業振興センター
福井	94	81	13	11月18日（月）	13：30～16：00	福井県国際交流会館
山梨	68	73	-5	11月28日（木）	18：30～20：30	ベルクラシック甲府
長野	85	88	-3	11月25日（月）	13：30～16：00	JA松本市貸会議室
岐阜	95	115	-20	11月12日（火）	13：30～16：00	長良川国際会議場
静岡	93	91	2	11月14日（木）	13：30～16：30	パルシェ貸会議室
愛知	160	223	-63	11月15日（金）	13：30～16：00	名古屋国際センター
三重	66	79	-13	11月8日（金）	13：30～16：00	四日市商工会議所
滋賀	67	63	4	11月21日（木）	13：30～16：00	ホテルポストンプラザ草津 びわ湖
京都	86	127	-41	11月19日（火）	13：30～16：10	池坊短期大学こころホール
大阪	368	352	16	11月27日（水）	14：00～16：30	コングレコンベンションセンター
兵庫	295	281	14	11月22日（金）	18：00～20：30	神戸市産業振興センター
奈良	68	83	-15	11月26日（火）	14：00～16：30	奈良商工会議所
和歌山	82	113	-31	11月18日（月）	13：30～16：00	和歌山ビッグ愛
鳥取	115	93	22	11月20日（水）	13：30～15：30	米子コンベンションセンター
島根	156	158	-2	11月21日（木）	13：30～16：00	チェリヴァホール
岡山	93	94	-1	11月28日（木）	14：00～16：00	岡山国際交流センター
広島	61	101	-40	11月22日（金）	18：00～20：30	福山市ものづくり交流館
山口	169	112	57	11月27日（水）	13：30～16：00	ホテルサンルート徳山
徳島	120	65	55	11月23日（土）	13：30～16：30	徳島文理大学
香川	29	64	-35	11月25日（月）	14：00～16：00	かがわ国際会議場
愛媛	175	164	11	12月17日（火）	10：20～11：50	愛媛大学
高知	116	50	66	11月29日（金）	13：30～16：00	ちより街テラス
福岡	92	209	-117	11月22日（金）	18：30～20：30	JR博多シティ会議室
佐賀	252	64	188	11月8日（金）	16：30～17：50	佐賀大学
長崎	76	68	8	11月15日（金）	18：30～20：30	長崎県建設総合会館
熊本	53	43	10	11月7日（木）	14：00～16：30	熊本テルサ
大分	204	184	20	11月26日（火）	13：30～16：00	ホルトホール大分
宮崎	135	93	42	11月13日（水）	18：00～20：00	宮日会館
鹿児島	81	63	18	11月21日（木）	13：30～16：00	TKPガーデンシティ鹿児島中央
沖縄	87	76	11	12月4日（水）	15：00～17：00	パシフィックホテル沖縄
	5753	5646	107			

◆特集2 2019年度 各地の過労死防止啓発

授業

4年目となる2019年度は、目標の180コマを上回る183コマ（内訳は中学8、中学高校1、高校69、専門学校17、短大3、大学85）で、合計約19000人が受講する予定です（1月15日現在）。地域別では、（北海道13、東北7、関東92、中部18、近畿・北陸45、中・四国6、九州2コマ）。講師数は計98人で298コマを担当しました（複数で担当することが多いため183コマを超えます）。内訳は弁護士62人で延べ162コマ、遺族・当事者29人で延べ124コマ、社労士5人で延べ6コマ、その他2人で延べ6コマ（未定含む）でした。

今号では、2019年度に啓発授業の講師を担当した9人の方（遺族4人、弁護士5人）からの報告を紹介します。

【①北海道】初め ての啓発授業

北海道家族の会 会員

大人にとっても、極稀な経験で、その話を聞く事もありない、過労自死の家族の話を、受験を前にした高校3年生がどのように受け止めるか、とても不安でした。

きつと、「自分には関係ない、かわいそうな人の話」としか聞こえないだろうと想像しました。それでも、大人の方々に話す内容と同じ話をして、何かの折にこんな話をしていた人がいたなと、思い出してもらえればいいと思いました。

私の体験談として話をした内容の一部を紹介します。

当時28歳だった息子が過労により、自ら命を絶つてからもうすぐ5年になります。

東京の大学で建築を学び、大学院を出て東京の設計事務所に就職しました。それから2年経ち、夫と私の設計事務所へ働く

ために札幌に戻ってきました。

「合流する前に大きな会社で大きな仕事を経験すると良い」と就職した建設コンサルタント会社での過労が原因です。

大学院を出て2年の実務経験があるとはいえ、初めての公共の仕事を指導されることなく任せられ、その上本業ではない電気工事の詳細設計を専門の業者に断られて、別の業者を探すことができなかつた会社は、息子に「自分でやるしかないだろう」と強制しました。

設計実務を始めて3年目、電気設備設計未経験者に、学校規模の電気詳細設計は不可能です。

建築では、締切前に徹夜することは珍しくありませんので、その程度だと思っていました。自殺を図る前1か月の息子の時間外労働時間は、200時間を越えていて、それを知った時はもう後の祭りでした。

息子はスポーツマンで友人も多く、リーダーシップもあり、いつも幹事役でした。そんな息子に、危篤で入院中に全国から30人の友人が駆け付け、葬儀にはやはり全国から100人を超える友人が集まってくれました。

このように明るく前向きな人間も、過労によりこんなことになる、つまり誰でも過労でつぶされるということですから。

過労死は必ず防げます。過労をしなればよいのですから。

息子は建築設計の仕事で過労死となりましたが、建築が悪いわけではありません。建築の設計や施工現場、医師や看護師の医療現場、介護の現場、教育の現場などでも、過労が問題となっていますが、それぞれやりがいのある重要な仕事です。ただ、働き方・労働時間の管理を間違うと大変なことになるという事です。もちろんパワハラがあつてはなりません。

楽しく生きるための仕事のはずが、命に関わる仕事になっていいわけがありません。

こんなことがもう起こらないような世の中になってほしいと切に願います。

【②東京】啓発授業

の講師を経験して

平本 紋子

弁護士(東京)

私は、昨年度から今年度にかけて、過労死防止の啓発授業のうち、過労死防止をメインテーマとはしない授業(道徳授業、就職セミナーなど)を複数担当させて頂きました。

まず、私の母校である水戸第一高等学校では、1年生向けの「道徳」の授業の一環として、社会人講師が仕事内容や生きがいについて話し、学生が職業選択を含めたライフプランを考える機会を作る「社会人インタビュー」という授業を担当しました。この授業では、学生に対し、私が弁護士として取り組んでいる具体的な過労死事件を話すことを通して、過労死の実態や、過労死が起きてしまう背景・原因、過労死を防ぐためにできること等を伝えました。この授業では、ご遺族の発言時間がとれないという制約があったため、可能な限り、私自身が担当した具体的事例を示す工夫をしました。

授業後、学生からは、「世の中には自分の知らないところで苦しんでいる

人がいるのだと分かった」、「過労死という社会の大きなテーマを扱うことへのやりがいと困難を聞き、人の人生に寄り添う仕事の責任の重さを強く感じた」等の感想が出ていたので、過労死問題に対する考えを深めてもらえたと感じています。

また、都内の専門学校では、卒業年度の学生に対し、ワークルールを中心とした就職セミナーの授業を担当しました。この授業では、学校側の要望でワークショップの時間をとり、学生自身に自分の頭で考えてもらえたことは良かったと思います。その一方、限られた授業時間の中で、ご遺族の発言時間を十分に確保できなかったことは反省点です。やはり、啓発授業では、弁護士の説明を中心とするよりも、ご遺族の生の声を届けることが、学生の心に最も響くのではないかと感じています。

私は、どの授業でも、最後にFIKA(フィーカ)の話をするようにしています。FIKA(フィーカ)とは、仕事の合間に、1日に何度もコーヒーとお菓子で休憩をするスウェーデンの文化です。私は、北欧を旅した時にこの文化を知り、感銘を受けました。過労死防止の啓発授業は、決して明るいテーマではありませんが、学生には



授業の様子

社会に出ることへの希望を失わず、自分で自分の働き方を考える視点を持ち続け、過労死のない社会を作ってほしいという願いを込めています。

なお、講師を担当するにあたり、講師経験者の先生から参考資料を頂けたことは、より良い授業内容を目指す上で非常に役に立ちました。この場を借りて、改めて感謝申し上げます。今後は、講師間で意見交換をするなど、啓発授業のブラッシュアップに努めたいと思います。

【③東京】過労死防止

啓発授業に取り組んで

「若者を守るために！」

「若者が日本の労働環境を変える力になるために！」

高橋 幸美

過労死防止等対策推進全国センター 会員

2015年のクリスマスに娘が亡くなり4年になります。

私が最初に大学の授業で娘の過労自殺の話したのは、娘が亡くなった半年後の6月でした。

過労死防止啓発事業の初年度2016年度には娘の母校の高校に出向きました。それ以降、これまで3つの高校、6つの大学などで川人弁護士と一緒に話してきました。

私は娘の人柄や入社後の過重労働から自殺に追い込まれて行った過程を話し、過労死から身を守るためにどう取り組んで欲しいか、お話しします。その後川人先生が過労死の現状と法律的な事柄を詳しく説明してくださいます。

最初に娘の母校に授業の受け入れをお願いした時、娘の自死について学校



講演する高橋さん

の不名誉と思われるのではないかと心配しましたが、それは取り越し苦労でした。

先生方は今の日本の労働環境に教え子を送り出すことを心配されているからです。

娘の後輩たちに話す時、不思議な感覚に包まれます。

娘が青春時代を過ごした懐かしい校舎、キャンパス：

前列に座る髪の毛の長い女の子に娘の姿が重なります。

「もし娘が私の目の前に座って啓発授業を聞いていたら、娘は生きていたのではないだろうか？」

そんな思いを込めて学生たちに語りかけています。

「高橋まつり、24歳、大手広告代理店 電通 新入社員 長時間労働とハラスメントから過労自殺」

学生たちにとって年の近い娘の事件は衝撃的なことであり、就職を目前に控えた彼らにとっては就活当事者として現実的な出来事です。

「ブラック企業は他人事ではなく自分たちの身近にあるんだ」という問題意識と当事者意識に気付いて欲しいと強く思います。

私は学生に、娘と私との会話や娘がSNSに残した言葉を多く紹介しています。当時の娘の労働環境を本人の言葉からリアルに感じてもらうためです。

若者たちにとってSNSは身近なものであり、娘が仕事の悩みや辛さをSNSに呟いていた言葉が彼らに共感を与えるからです。

娘は「逆境に強いから私は大丈夫」「自分で退職が休職が決めるから、お母さんは口出ししないでね」と言っていたのに、長時間労働の睡眠障害と鬱病に追い込まれ亡くなってしまいました。

娘のように職場で過重労働やハラスメントに悩んだ時、友人や同僚に相談しながら、労基署、労働組合、弁護士に相談することも大切だと覚えてお

て欲しいと伝えていきます。

学生たちが、将来どんな職業に就きどんな人生を送りたいかキャリアプランを考えたり、就活の企業研究、インターシップ、面接指導、エントリーシートの書き方を学ぶこと以上に大切なのは、労働法を学び、職場で労働者として自分の権利と健康と命を守ることです。

キャリアより命が大切 生きていけば、やり直せる。

社員の代わりはいても、あなたの人生の代わりはいない。

両親にとって、娘の代わり、息子の代わりはいない。

自分を守る力を身につけて欲しい。逃げる勇気を持って欲しい。

そして日本の労働環境を変える力になつて欲しい。

と訴えかけています。

ある講義の後、娘の過労死事件を卒業論文にしているという学生が、私に駆け寄り言いました。

「直接聞くことで感情がこみ上げてしまいました。自分もこれから働いていく身なので貴重な話でした。権利を主張していくのが大事だと思います」と涙を浮かべていました。

確実に娘の言葉は私を通して若者に伝わっていると確信しています。

若者たちを過労死から守るため、若者がこの国を変えてくれる力になる事を願い、これからも娘の言葉を伝えて続けて行きたいと思えます。

【④神奈川】 啓発授

業感想

笠置 裕亮

弁護士(神奈川)

2019年、私はフェリス女学院大学、明治大学情報コミュニケーション学部、同大学法学部にて啓発授業を行いましたので、ご報告いたします。

1 フェリス女学院大学での授業は、2019年11月28日に実施しました。同大学で講師をされている竹信三恵子先生に受け入れをいただきまし。当日はとても冷え込みがひどく、学生が集まらないのではないかと危ぶみましたが、学内の大ホールは満員



フェリス女学院大学



明治大学の啓発授業の案内

でした。家族会からは、佐戸恵美子さんにお越しいただきました。

まず、佐戸さんから、NHK記者であった娘さんがなぜ過労死の被害にあったのかについて、具体的な事実を通じてお話しいただきました。

その後、私から、スライドを用いながら、過労死の被害がなぜなくなるのかなのか、私たちにできることは何かといった、事前に学校側から要望のあったテーマについて講演しました。

講演を聞いていた学生からは、「就活をするときには自分も気をつけようと思った」「自分の親の働き方が心配です。家族としてできることは何ですか」といった質疑が飛び交いました。

2月10日、13日には、明治大学の2つの学部からお呼びいただき、それぞれ佐戸さん、永井さんともに1〜2年生向けにお話をしてきました。いずれも大教室が満員となるような盛況ぶりです、参加者は150名を超えました。

した。前回と同様、まずはご遺族からご自身の経験をお話しいただいたうえで、私の講演へと移りました。学生の生活や就活支援にも携わる学生課の職員の方にもご参加いただき、講演をお聞きいただきました。

学生からは、労働問題にかかわる弁護士になりたいと強く思ったという感想が寄せられたことが、とても嬉しかったです。

3 学校ごとに、啓発授業に求めるテーマは異なっているため、スライドは各学校ごとに変えたり、各学校の学生に進路に合わせて取り上げる事案を選んだりしています。

また、学生がよく見ているCMや、パワハラを扱ったTV番組を題材に、日本社会における長時間労働の認識の甘さを指摘することもよくあります。動画を効果的に使い、学生の問題意識を引き付けることが、授業をより実りあるものにするにあたっては重要ではないかと思えます。

神奈川県では、担当可能な弁護士を増やすため、新人弁護士向けに授業の見学を行うことも行っています。新しく家族会に加入していただいた方にも講師を務めていただけるよう、弁護士の方から授業の例を示しながら説明したりもしています。

そのような取り組みをする中で、毎年啓発授業を依頼してくださる学校も現れるようになってきています。

今後は、これまでの蓄積を踏まえ、どのような形態であればより一層充実

【⑤福井】ワークルールを学び過労死しないために、過労死防止啓発授業

北海道 宏実

弁護士(福井)

ここ数年、金沢市内にある金沢星稷大学(あの高校野球で有名な星稷高校の系列です)で、年に数回、過労死防止啓発授業を行ってきました。

2019年は、5月29日に経済学部1年生約230名、7月24日に経済学部3年生以上約160名、経済学部1年生約230名を対象に合計3コマ、授業を実施しました。

い、回答をわかりやすく説明するとともに、経験した事例を話すという方式で行っています。

大学生ですが、ほとんどの学生は、やはり身近な話題(ブラックバイト、就職前)のせいか、熱心に聞いてくれています。感想文を読んでも、「実際に働いているバイト先で、違法なルールが3点見つかった」「これからワークルールをしっかり学ぼう」等前向きな感想がほとんどでした。

いずれの授業も基本的には同じ内容で、①まず最初に、私が担当した過労

大学のHP(www.seiryu-u.ac.jp/new/08072018.html)でも紹介されており、

自死事例を数件PPや新聞資料等もとに説明し、過労死防止の重要性とそのための方策を訴える(年によっては遺族にも参加いただき話してもらう)②次にDVD「ブラックバイトに負けないクイズで学ぶ仕事のルール」を見ながら、質問毎に挙手してもら

「月平均100時間の残業や残業を認識していないという企業・学校に対して憤りを覚えた。過労死に繋がる原因、

対策を深く学ぶべきだと思った。これから社会に出るうえで過労死の現状を理解しておくべきだと思った。」「実際に遺族の方にお話を聞いて、これ以上同じ悲劇を誰も起こしてほしくないと思った。長時間労働は体力的な疲労だけでなく、精神面にも大きく関係する。」等、学生の感想が掲載されています。

今後も、北陸方面で、啓発授業を継続して広げていきたいと思えます。

【⑥名古屋】過労死

防止啓発授業に参加して

伊佐間 佳子

名古屋過労死を考える家族の会 代表

昨年、12月11日(水)日本福祉大学で啓発授業をさせて頂きました。啓発授業の参加は、今回で3回目になります。1回目は高校生、2・3回目は大学生です。2回目までは啓発授業を依頼された弁護士から連絡を貰い、一緒に学校へ出向き、授業の前半15分程度を遺族発言しました。話の内容は娘の事件、係争中の裁判での憤り、遺族の

思いを話させて頂いたのですが、今回の日本福祉大学では弁護士の同伴は無く、厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員をされている山崎喜比古教授と私がそれぞれお話をするという形の授業でした。

今までの授業のように遺族発言をした後、弁護士がより詳しく事件の内容を説明し「過労死・過労自殺」の現状をお話しする形ではない上、今回は30分という時間を頂きお話しする事になり、暫くどのように話をすればよいのか悩む日々でした。

原稿をまとめる前に、担当の先生に授業を聞きに来てくださる生徒さんなどのような勉強をされているのかを伺いました。今回聴きに來られるのは社会福祉学部の20歳の方達で、将来はソーシャルワーカーをする方が多くいるとのことでした。介護や福祉の仕事は過酷なところもある上に、深夜や休日にアルバイトをしている生徒さんも多く「ブラックバイト」も身近な問題だという事でしたので、事件の話も仕事の内容等の話ではなく、娘が受けていた「いじめ」をより詳しく話させて頂き、その後娘を亡くして途方にくれていた私達に力添えをしてくださった「過労死を考える家族の会」の話に触れ、現在起きているハラスメントの事

件についてお話をし、ハラスメントがただの嫌がらせでは無い事、ハラスメントを受けていても会社が守ってくれと思わず自分を守る為には仕事を变える事も必要な事だとお話しました。

そして最後に娘を亡くした母親として、「仕事は命より大切なものではない」「仕事によって命を失わないで」という事を心の奥にしまっておいて欲しいとお願いをしました。

今回、私自身が啓発授業に不慣れだった為、用意した原稿をただ読み上げるだけでしたので、ハラスメントについて生徒さんにどこまで解って頂けたのか、とても心配でした。

若い労働者の過労自殺が増えているにも関わらず、未だに「弱い人間だから」「そのくらいで死ぬなんて情けない」等、亡くなった人を冒涇するような考えを思っている人が少なからずいる中で、後日頂いたアンケートでは、生徒さん達の殆どが「過労死・過労自殺」は「他人事」では無く、自分にも自分の周りの人にも起こる「身近な問題」であると書いて下さっていました。そしてその中の数名の方が私のお願いをしっかりと受け止めてくれていました。

しかし「過労死等防止対策推進法」が施行された後、昨年施行された「働

き方改革関連法」今年の6月に施行される「パワハラ防止法」どちらも労働者を本当に守っているのか心配で仕方ありません。娘の事件を話す事はとても苦しくて辛い事ですが、今後も遺族である私達が話をする事で、自分の命を守る為にはどうしたら良いのか考えるきっかけになってくれたらと思います。

【⑦大阪】啓発授業の講師を経験して

清水 亮宏

弁護士(大阪)

2019年は、様々な高校や大学(立命館大学など)で啓発授業の講師を担当させて頂きました。本稿では、私の問題意識や授業の内容について、簡単に紹介させていただきます。

そもそも、過労死問題やワークルールに関する知識は、労働時間に関する規制、有給休暇、解雇、労災など、多岐にわたります。しかし、高校の授業は、1コマ40〜60分程度と短く、これらを網羅的に説明することは困難です。このような背景から、ワークルール授業では、重視するポイントを意識

的に絞り、次の①～③の基本的な事項を学生に身に付けてもらうことを目標にしています。

①労働条件は契約によって定まる

学生自身に主体的に考えてもらうために、事例問題を検討してもらうようにしています。“当日欠勤の場合には5000円の罰金とする”と定められた雇用契約書が存在するケースについて、会社側が罰金を取ることが許されるかを問う事例問題を出题し、罰金が定められた契約書にサインしたことをどのように考えるかをグループで議論してもらうようにしています。

解説の際には、携帯電話の契約を例に挙げながら(どこのキャリアにするか、どの機種にするか、どのプランにするかはキャリアとの契約で定める)、労働条件も同様であることを指摘し、当事者が契約内容に拘束されることを説明しています。

もともと、法律違反の契約内容には拘束されないため、②の説明に繋げるようにしています。

②契約で定めた労働条件であっても法律違反は許されない

①を踏まえた上で、労使間では交渉力に差があるために、労働者保護の法

律が整備されていること、憲法27条2項が勤務条件法定主義を定めていることを説明し、契約と法律の関係について説明するとともに、自分たちの身を守るワークルールを学ぶことの重要性を理解してもらうように心がけています。

解説の際には、上記の罰金の事例について、仮に罰金の額が契約書に定められていたとしても、法律違反であり、罰金を取ることは許されないと説明するようにしています。

ただし、法律違反であっても、何も行動を起こさなければ直ちに状況が改善するわけではありません。「法律に違反していたら誰かがすぐに助けてくれるわけではない」「誰かが行動する



使用教材 (PPT) の一部

ことで道が開けるかも」と問題提起した上で、③に繋げるようにしています。

③困った時には専門家に相談すると道が開ける

授業では、早出の作業時間に対する賃金が支払われていないという事例を出题し、賃金を支払わせるために会社にどのような話をするか、1人で話をする以外に良い方法がないかを具体的に検討してもらうようにしています。

その上で、労使で対等に交渉するために労働組合があることを指摘するとともに、憲法28条の労働基本権、実際の団体交渉の様子などを説明するようにしています。

そして、弁護士やNPOなどの相談先を紹介するとともに(するだけでなく)、現実的な改善方法と改善までのプロセス、「諦めずに」行動に移せば状況が改善できるかもしれない」という意識(マインド)を伝えることを心掛けています。

【⑧兵庫】過労死防

止啓発授業を通じて

感じる危機

井上 智志

弁護士(兵庫)

兵庫県弁護士会所属の弁護士井上智志です。私がこの文章で皆さんにお伝えしたいことは、今の学生らは、労働や法律に関する知識は多少授業などで知ってくれているようですが、自分の体を守るための方法や自分の体の大切さについての非常に認識が甘く、その点において将来的な不安を感じるという事です。

私は、大体二ヶ月から三ヶ月に一度程度のペースで過労死防止啓発授業を行っており、これまで小学生、中学生、高校生など幅広い年齢の学生らに授業を実施してきました。授業では、睡眠不足や過労のストレスから来る自律神経・中枢神経など神経系統の不調から精神・肉体機能の著しい低下が起こり、生命身体に大きな危険が迫るといふメカニズムを説明し、過労の危険性を学生らに理解してもらうように努めています。メカニズムを理解し、危険性を



授業の様子

理解することで学生らが将来危険な過労のサイクルに入ってしまう前に仕事の環境を変えたり、相談したり自衛ができるようになるかと思つて授業の構成は考えています。

授業の中で、私は必ず学生らに挙手でアンケートを取ります。それは「徹夜をしたことがあるか」という内容のもので、飲酒運転の危険性が叫ばれる現代においてもあまり知られていないことですが、人間の眼球運動の反応が、飲酒による泥酔状態と徹夜明けの睡眠不足状態ではそう変わらないという研究結果が存在します。すなわち、徹夜は泥酔と同じくらい体に悪く危険な行為なのです。学生らは飲酒運転が危険で法律で禁止されているというこ

とはよく知つていますが、先のアンケートをとると、学校によってはかなりの数の学生の手が上がり、多くの学生が徹夜をしたことがあることに私は驚きました。塾が忙しい、テスト前にどうしても、など理由は様々ですが徹夜やそれに準ずる僅少な睡眠時間で活動することが珍しくはない現実がそこにはありました。学生の時分からそのようなことが当たり前になっていけば、仕事についても容易に同じことが起こりうるのが想定されます。精神や肉体の機能が正常でなければ、人は冷静な判断をすることができず、過労という危険から距離を取ることができないおそれがあります。学生のうちから法律の規制や過労死の危険性を知るだけでなく、自分の体の大切さ、そしてそのケアの方法などをしっかりと学んでおかねば、自分で自分の身を守ることができません。法律の規制や過労死の危険性についてしっかりとした知識を広めるだけでなく、学生らが自分の体の大切さを知り、自分で守っていくことができるよう脳科学や心理学、様々な側面の知識を持つてもらい、過労トラブルに巻き込まれることなく彼ら一人一人がその能力を最大限に出しきつて素晴らしい人生を全うできるように、過労死防止授業において有意義

な情報提供ができるよう私も自分を高めていかねばならぬと感じています。

最後に、この文章を読んでくださった皆様がお仕事やご自身のご活動で無理されることなくご活躍され、健やかでありますよう祈念申し上げます。

【⑨兵庫】過労死防

止啓発授業の講師を

経験して

兵庫過労死を考える家族の会 会員

2016年度から行われている過労死防止啓発授業に、初年度以降4年続けて講師として参加しました。今年度は、公立高校2校と私立高校1校を担当しました。

弁護士や社会保険労務士の先生と相談して、授業の最初に15分ほど時間をいただいています。まだ働いた経験のない高校生にとつては、過労死は遠い世界で起きている出来事だろうとわかるので、専門家による法律等の講義の前に、労働問題が決して他人事ではないと意識してもらえようように心がけています。そこで、亡くなった夫の仕事内容、長時間に及ぶ時間外労働、職場

における人間関係、突然死で亡くなった時の状況、労災申請や民事訴訟、遺族の生活について、なるべく具体的な話をしています。

限られた時間のなかで、いつも挨拶もそこそこに話し始めていたのですが、今年度は少し前置きを入れました。新聞を読んでいて印象に残った言葉「社会のどんな出来事も、必ずあなたと繋がっています。何事も、ちよつとわが事として考えてみるだけで、自分を取り巻く情報の景色が、きつと変わつて見えるでしょう」を紹介して、「今から話す過労死も、社会で起きている出来事の1つです。私には皆さんと同じ高校生の息子がいますので、もし皆さんの家庭で起こつたらと想像しながら聞いてください」とお願いしました。すると、下を向いていた生徒さんが顔を上げる、表情が急に真剣になる、といった変化がありました。せっかくの機会だからと話を詰め込み過ぎずに、前置きを入れたり質問をしたりして、生徒さんが考える時間を設けるほうが良いのかもしれないと思えました。

生徒さんからは、「当事者の生の声を聞いて、過労死は身近で起きていると実感した」「過労死は、本人だけではなく遺族の人生も奪うものだ」とわ

かった」「自分の身を守るために、労働問題に関する教育が大事だと感じた」「労働者自身が法律を知ることが大切で、知らないことの怖さに気づいた」「私達はロボットではなく人間なのだから、仕事より命を優先すべきだと思った」と沢山の感想が寄せられました。

啓発授業の講師をお引き受けすることは、率直に言って辛いです。なぜなら、夫と出会ってから今に至るまでの全てが蘇るからです。特に、亡くなる直前の疲れ切っていた様子や亡くなった時の顔を思い出した日は、しばらく気持ち沈んでしまいます。それでも啓発授業に取り組む理由はいくつかあります。その1つは息子の存在です。私が「過労死」という言葉を知ったのは、30年ほど前の高校時代でした。その15年ほど後に夫を喪い、また15年ほど経って、当時0歳だった息子も高校生になりました。更に15年ほど経てば、1人で必死に育てた大事な息子は、父親が亡くなった年齢を超えています。その頃までには過労死という社会問題がなくなっていて欲しい、そのために私にできること、その1つが息子と同年代の若者に過労死について知ってもらえる啓発授業に参加することだと思っています。人前で話すのは得意で

はありませんが、来年度も講師のお話があれば、試行錯誤しながら前向きに取り組むつもりです。

＜編集後記＞

今号も、大変お忙しい中、執筆者の皆様にはたくさんの原稿をお寄せいただき、ありがとうございました。各地の家族の会・防止センターの活動報告のほか、変形労働時間制や教員の働き方を巡る取組みの報告、各地の啓発シンポや啓発授業の報告など、多くのご報告をいただき、大変充実したニュースになりました。ニュースの編集作業を行う中で、全国各地で行われている皆様の活発な活動に触れ、私自身、大きな刺激を受けるとともに、多くのことを学ばせていただきました。2020年は、中小企業にも働き方改革関連法が施行されるなど、情勢的にも大きな動きのある年です。これまで以上に、過労死をなくすための取組みをより一層広げていきましょう。(清水 亮宏)